

「あまみゆったり島泊割」
旅行事業者・OTA取扱要項兼募集要項

1 事業内容等

(1) 割引実施期間

令和8年10月13日(火)～令和9年2月28日(日) (3月1日(月)チェックアウト分) まで
※休日も割引対象期間となります。

(2) 販売期間

- ① 令和8年度事業「南の宝箱 夏のかごしま宿泊割」に参画し、令和8年9月4日(金)までに継続申請を行った(指定Formsから継続意向確認と誓約書入力を完了した)事業者(以下、「既存事業者」という。)
⇒令和8年9月14日(月)～令和9年2月28日(日)
- ② 令和8年9月14日(月)までに参画申請を行った(参画申請書類を全て事務局に提出した)事業者(以下、「新規事業者」という。)
⇒令和8年9月28日(月)～令和9年2月28日(日)

(3) 割引内容等

奄美大島島民を含む国内外の旅行者を対象とした鹿児島県奄美市の宿泊を伴う旅行に対して、宿泊代金の割引を実施。

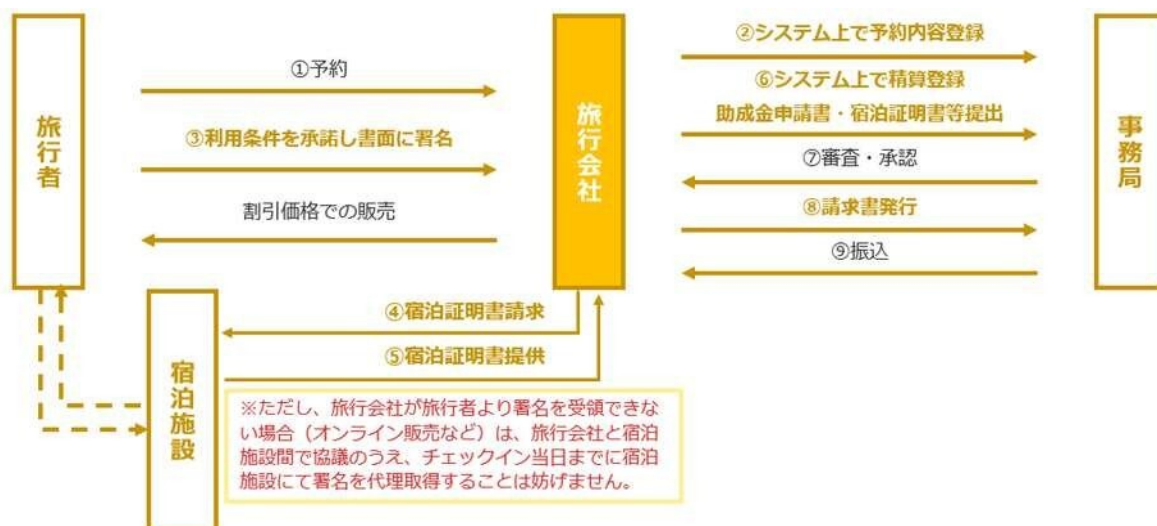
- ① 割引率 50 パーセント
- ② 割引上限額 5,000 円 (一人・泊あたり)
- ③ 割引に関する制限等
 - ・事務局が各宿泊施設に通知する配分額の範囲内で、販売を行うこと。配分額を超過して販売した場合、その分の補助は行いません。
 - ・対象宿泊施設の公式サイトもしくは電話等で直接予約された宿泊予約が、宿直割引の割引対象となります。
 - ・既存予約(販売開始前の予約)は割引対象外となります。
 - ・宿泊料の発生しない日帰り利用(食事のみや入浴のみ等)は割引対象外となります。
 - ・一度の旅行につき7連泊までを割引の上限とします。
 - ・公費出張での宿泊は、割引対象外となります。
 - ・他の旅行割引及び宿泊割引事業との併用は可とします。
 - ・奄美市を含む複数の市町村にまたがった宿泊を伴う旅行商品に対する割引等を実施する場合には、奄美市【名瀬・笠利・住用】での宿泊数に応じた割引を行うものとします。

(4) 参画事業者の主な要件

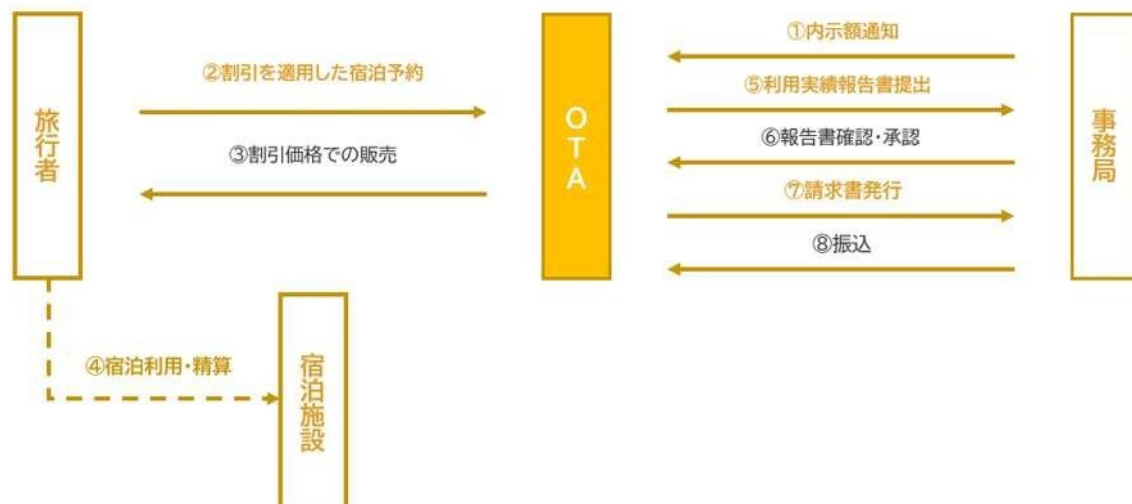
- ① 旅行事業者
鹿児島県内に事業所があり、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づき登録を受けた旅行事業者(第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業者)
- ② OTA
主にインターネット上での取引を行う旅行者で、日本国内に法人格を有する者

(5) 割引スキーム

① 旅行事業者による割引



② OTAによる割引



2 取扱要項

（趣旨）

第1条 この要項は、奄美市（以下「市」という。）が実施する「あまみゆったり島泊割」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 物価高騰に起因する各種コストの増大、運賃の値上げによる旅行者の減少など、観光業をとりまく環境は年々厳しさを増している。そうした中、閑散期における事業者の経営は特に厳しい状況が予想されることから、本事業により本市のPRや本市内の宿泊を伴う旅行に対して割引を実施することにより、旅行需要を喚起し、雇用の維持・地域経済の安定化を図る。

（事務の取扱い）

第3条 本事業の事務は、市の指揮統括のもと、「あまみゆったり島泊割」事務局（以下「事務局」という。）で取り扱う。

（事業の内容）

第4条 本事業では、奄美大島島民を含む全世界の方を対象とした、奄美市宿泊を伴う旅行に対して、宿泊代金の割引を実施する。

（対象期間）

第5条 本事業の対象期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和8年10月13日(火)から令和9年2月28日(日)宿泊分（令和9年3月1日(月)チェックアウト分）までとする。
- (2) 対象期間中でも予算に達し次第終了とする。

（割引補助金の交付対象者）

第6条 宿泊代金割引補助金（以下「割引補助金」という。）の交付対象者は、鹿児島県内に事業所があり、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行事業者（以下、「旅行事業者」という。）、主にインターネット上での宿泊旅行の取引を行う旅行業者で、日本国内に法人格を有する者、県内に施設を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により許可を受けた者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く者（以下「宿泊事業者」という。）であって、事務局に本事業への参画申し込みを行い、登録された者とする。

前項の参画申し込みを行うにあたっては、事務局が別途指定する書類を提出し、審査を受けなければならない。また、宿泊事業者においては、参画する宿泊施設を指定のうえ、申し込みを行わなければならない。

事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、参画旅行事業者又は参画宿泊事業者として登録し、その旨を通知する。また、要件を満たしていなかった場合においても、その旨を通知する。

(割引補助金の交付対象経費)

第7条 割引補助金の交付対象経費は、参画事業者が販売する旅行商品・宿泊商品のうち、事務局が別途定める本事業の割引対象とする商品（以下、「対象商品」という。）及びその割引に要する費用とする。ただし、次に掲げる商品や割引は割引対象外とする。

- (1) 既存予約（販売開始前の予約）
- (2) 宿泊料の発生しない日帰り利用（食事のみや入浴のみ等）
- (3) 連泊の場合、8泊目からの宿泊における割引
- (4) 公費出張での宿泊における割引
- (5) 換金性が高い金券類、ルームサービス等宿泊日当日に宿泊施設で注文する飲食等のほか、事務局が適切でないと認めるものを含む商品
- (6) 予約をキャンセルした際に発生するキャンセル料
- (7) その他、市及び事務局が適当でないと認めるもの

(割引補助金の交付額)

第8条 割引補助金の交付額は、割引額の10/10補助とする。

(割引補助金の交付対象者の責務等)

第9条 割引補助金の交付対象者は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本要領の規定及び事務局が示すマニュアル等に従うこと。
 - (2) 虚偽の宿泊実績の報告、宿泊代金、利用人数等の水増しなど、割引補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
 - (3) 本事業の取扱いに関し、宿泊客とトラブルにならないよう努めること。
 - (4) 事務局が示す割引適用申請書類に、宿泊代表者の署名を取得することができること。
 - (5) 事務局が指定する宿泊台帳又は指定する内容により宿泊実績等を管理すること。
 - (6) 商品の販売に際しては、本事業が市の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業の割引適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
 - (7) 本来の価格に割引分を予め上乗せし、本来の価格が不当に設定されることなど、需要創出支援の趣旨を逸脱した販売を行わないこと。
 - (8) 本事業を積極的に広報すること。
 - (9) 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売を禁止すること。
 - (10) 本事業を利用する意思を示していない利用者の宿泊に無断で割引を適用しないこと。
 - (11) 本事業の取扱事業者登録申請や精算業務を事務局指定のシステムを使用して、事務局が示す期日までに行うこと。
 - (12) 事務局との精算に使用するシステムのID等の管理のほか、個人情報等の適切な管理を行い、精算に係る帳票類を適切に管理すること（5年間保存）。
 - (13) 割引補助金の審査にあたり、事務局側が求める追加書類（宿泊証明書、領収証等）の提出に応じること。また、本事業の運用・申請内容等に疑義が生じた場合等、鹿児島市または事務局が求める調査・確認に応じること。
- 2 自己又は自社の役員等が、次のいずれかにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（割引補助金の執行管理）

第10条 事務局は、参画旅行事業者及び参画宿泊事業者の割引補助金の執行状況を管理し、執行額が市から事務局への割引補助金に係る配分額を超過しないようにするとともに、適宜市に執行状況を報告すること。

（割引補助金の交付申請）

第11条 参画旅行事業者及び宿泊事業者が割引補助金の交付を受けようとする場合には、事務局が別途指定する方法により申請しなければならない。

（割引補助金の交付）

第12条 事務局は、前条に基づく申請内容が要件を満たしていることを確認した後に受理することとし、受理後速やかに申請者に交付するものとする。

（不正受給・使用時の対応）

第13条 割引補助金の不正受給が判明した場合、事務局は市と協議し、当該事業者名を公表し、本事業の登録の取消し等を行うとともに、当該不正に係る割引原資額の返還を求めるものとする。

3 参画旅行事業者・OTAの募集要項

(1) 募集期間

①既存事業者：令和8年8月28日(金)～9月4日(金)

⇒申請内容に不備がなければ令和8年9月14日(月)から販売可能とします。

②新規事業者：令和8年9月1日(火)～9月14日(月)

⇒申請内容に不備がなければ令和8年9月28日(月)から販売可能とします。

(2) 提出書類

①既存事業者：令和8年度「南の宝箱 夏のかごしま宿泊割」事業に参画された旅行事業者・OTAは、アンケートツール(Forms)より継続参画の意思確認と誓約書を入力ください。

継続手続き URL : <https://forms.cloud.microsoft/r/y98SKs3rCX?origin=lprLink>

②新規事業者：参画を希望する旅行事業者・OTAは、以下の書類をシステム(AMARYS)または郵送または電子メールにて事務局まで提出してください。

システム提出先の URL : https://amarys-jtb.jp/amami_shimahaku_ta_ota/

ア. 旅行事業者・OTA割引参画申請書(様式第3号) ※システム提出の場合は不要
イ. 誓約書(様式第2号)

(3) 提出及び問合せ先

「あまみゆったり島泊割」事務局

〒892-0847 鹿児島市西千石町11-25 フコク生命高見馬場ビル5F

(JTB鹿児島支店内)

メール : amami_shukuhakuwari01@jtb.com

電話 : 099-295-3535 (平日 09:30～17:30 土日祝 休日)

(4) 参画申請後のスケジュール

①既存事業者：令和8年8月28日(金)～9月4日(金)までに申請した事業者

・9月11日(金)までに、

事務局にて継続参画の意思確認と誓約書を確認し、不備があった場合はご連絡いたします。

事業参画を認める事業者に対し、以下を原則電子メールにて送付します。

ア. 割引補助金の配分額の通知

配分額は、令和7年度事業の販売実績等をもとに、市及び事務局にて決定します。

イ. 旅行事業者・OTA向けマニュアル

ウ. 割引補助金の精算に関する書類

エ. 割引補助金のURL・宿泊施設毎のID/PW (旅行事業者のみ)

・9月14日(月)より、

割引した商品の販売開始

②新規事業者：令和8年9月1日(火)～9月14日(月)までに申請した事業者

・9月25日(金)までに、

事務局にて提出書類を確認し、不備があった場合はご連絡いたします。

事業参画を認める事業者に対し、以下を原則電子メールにて送付します。

ア. 割引補助金の配分額の通知

配分額は、令和7年度の販売実績をもとに、市及び事務局にて決定します。

イ. 旅行事業者・OTA向けマニュアル

ウ. 割引補助金の精算に関する書類

エ. 割引補助金のURL・宿泊施設毎のID/PW（旅行事業者のみ）

・9月28日(月)より、

割引した商品の販売開始